

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年10月23日

金 曜 日

第 3973 号

目 次

告 示

○特別保護地区の指定	1
○指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施	3

告 示

富山県告示第416号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 特別保護地区の名称
有峰鳥獣保護区特別保護地区
- 特別保護地区の区域
別紙図面に表示する区域
- 特別保護地区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 特別保護地区の保護に関する指針
 - 指定区分
森林鳥獣生息地
 - 指定目的

再指定予定地は、県立自然公園に指定されるとともに、「とやま森林浴の森」にも指定され、県民に広く親しまれている。

平成12年には有峰への主要アクセスルートである小見線の大型バスの通行が可能となり、平成14年には有峰森林文化村が設置された。また、平成16年秋には有峰ハウスが開館し、県内外から大勢の人々が訪れる。

この有峰湖に面する地形は緩傾斜地が多く、林相はマルバマンサクトブナ群集、ヒメアオキブナ群集、オオバクロモジミズナラ群落が優占し、一部にブナ原生林も残っていることから、自然度の高い植生景観を呈している。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、植生を含む自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、公園等利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第417号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特別保護地区の名称
吉峰鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
別紙図面に表示する区域

3 特別保護地区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

指定予定地は、富山県農林水産総合技術センター森林研究所の苗圃、スギの採穂園、採種園及び遺伝子保存林並びにスギの品種の見本林、有用広葉樹の展示林、サクラ品種の見本園等があり、周辺にはアカマツやスギの大径木のほか、コナラ、マンサク、ソヨゴ、ウワミズザクラ、タニウツギ等のかん木の種類も豊富である。

また、平成5年に整備された樹木園は、県民に広く親しまれている。

このようなことから、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、森林研究所及び樹木園の適正な管理のもと自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣を積極的に誘致し、その生息環境を維持するとともに、今後の森林保護行政に資する研究の場とすることや県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第418号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第18条の2第1項の規定により、同法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 一般財団法人住宅金融普及協会
- (2) 住所 東京都文京区関口一丁目24番2号

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目24番2号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- (3) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

平成27年10月15日

(建築住宅課)